

資 料 編

1 長泉町障がい福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 長泉町障がい福祉計画の策定に関し、関係団体・機関相互の情報交換、連絡調整を行い、その円滑かつ効果的な策定を図るため、長泉町障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員)

第 2 条 委員会の委員の定数は 10 人以内とし、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

福祉団体等の代表者

社会福祉施設の代表者

住民組織の代表者

学識経験者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、職をもって委嘱又は任命された委員の任期は、その在任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、長泉町役場福祉保険課に置く。

(補則)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる会議は、第 5 条の規定にかかわらず、町長が召集する。